

事 務 連 絡
令和2年7月30日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」（平成30年5月24日付け事務連絡、令和2年3月5日付け事務連絡、令和2年3月27日付け事務連絡、令和2年4月21日付け事務連絡）に関する取扱い等にかかる疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【令和2年3月5日付け事務連絡、令和2年3月27日付け事務連絡、令和2年4月21日付け事務連絡による特例における受領委任の取扱いの中止関係】

(問1)

事務連絡における特例対象者が研修修了証の写しを提出しなかった場合にはどのような取扱いとなるのか。

(答)

「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け事務連絡)における取扱いに準じる。

【平成30年5月24日付け事務連絡における証明関係】

(問2)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け事務連絡)の問9に基づき、令和2年7月から10月までに研修修了証の写しを提出するべく、令和2年7月実施分から9月実施分の施術管理者研修につき、予約申し込みをする予定であったが、公益財団法人柔道整復研修試験財団のホームページを確認したところ、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止することであった。

この場合には研修修了証の写しの提出期限についてどのような取扱いとなるのか。

(答)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和2年4月21日付け事務連絡)における届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限(令和3年6月30日)における取扱いに準じることとする。

なお、読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこととする。

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け事務連絡)の問9

(問9)

現在の施術管理者が死亡し、勤務する柔道整復師が施術管理者となる場合も、実務経験期間証明書の写と研修修了証の写の添付が必要か。

(答)

必要となる。

但し、当該勤務する柔道整復師が施術管理者の要件を満たしていない場合における実務経験期間証明書の写の添付は、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出することとし、研修修了証の写の添付は、届出の日から1年以内に提出することとして差し支えない。

なお、届出の際、実務経験期間証明書の写については、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出する旨を、また研修修了証の写については、届出の日から1年以内に提出する旨を、それぞれ記載した確約書を提出することが必要となる。

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(令和2年4月21日付け事務連絡)の問3

(問3)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け事務連絡)の問9に基づき、研修修了証の写の添付をするべく、令和2年5月実施分又は令和2年6月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止するとの連絡を公益財団法人柔道整復研修試験財団から受けた。

この場合には研修修了証の写の提出期限についてどのような取扱いとなるのか。

(答)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和2年4月21日付け事務連絡)における届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限(令和3年6月30日)における取扱いに準じることとする。

なお、読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこととする。